

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 近年の海岸を巡る情勢等を踏まえ、今後の津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方と、これを支える技術の展望、政策の方向性等について、検討することを目指す。

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者を委員とする。

- 2 懇談会に座長を置き、座長は議事を進行する。
- 3 新規委員の加入は、委員又は事務局からの推薦により可能となる。
- 4 特別な事項を処理するために、懇談会に部会を組織することができる。
- 5 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討内容)

第4条 懇談会は、以下を検討するものとする。

- (1) 津波防災地域づくりを推進するための技術開発、政策の方向性
- (2) 砂浜保全を推進するための技術開発、政策の方向性
- (3) その他懇談会で必要と認められた事項

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、国土交通省水管理国土保全局海岸室に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものを除き、運営に関して必要な事項は、懇談会において定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年9月6日から施行する。